

## ガスエネルギー新聞 広告掲載基準

### 【ガスエネルギー新聞広告倫理綱領】

- (1) 広告は、真実を伝えるものでなくてはならない
- (2) 広告は、読者に不利益や不快感を与えるものであってはならない
- (3) 広告は、紙面の品位を損なうものであってはならない
- (4) 広告は、関係諸法規に違反するものであってはならない

### 【広告の責任所在について】

広告は広告主がその責任において行うもので、掲載された広告についての一切の責任は広告主にあります。広告掲載の結果、弊紙が損害を受けた場合、そのすべてを広告主に負担していただきます。

### 【広告の掲載可否権】

弊社は申し込まれたすべての広告について掲載をお断わりする権利を持ち、その理由を明示する義務を負いません。

### 【全般規定】

次に該当する広告は掲載できません

- A. 関係法規に違反または違反する恐れのあるもの
- B. 責任の所在が不明確なもの。
- C. 詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの
- D. 非科学的、または迷信に類するもので、読者を迷わせたり不安を与える恐れがあるもの
- E. 差別、名誉棄損など人権を侵害する恐れがあるもの
- F. プライバシーを侵害する恐れがあるもの  
個人情報利用、管理などに十分な配慮がなされていないもの
- G. セクシャルハラスメントとなる恐れがあるもの
- H. 信用棄損、業務妨害となる恐れがあるもの
- I. 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- J. 社会秩序を乱す次のような表現のもの
  - ①暴力、とばく、麻薬、性犯罪、売春、買春などの行為を肯定、美化したもの
  - ②醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるもの
  - ③性に関する表現が露骨、わいせつ、もしくは挑発的なもの
  - ④その他風紀を乱したり、犯罪を誘発する恐れのあるもの
- K. 弊社に関係のある広告
  - ①弊紙の記事を中傷、あるいは否定するもの。ただし、弊社が妥当と判断した場合はこの限りではありません
  - ②弊社の社会的評価を低下させられると思われるもの
  - ③事実と反して弊社が広告主を支持、またはその商品やサービス、意見などを推奨あるいは保証しているかのような表現のもの
- L. その他、都市ガス業界の利益を損なう表現など弊社が妥当でないと判断したもの

以上